

令和5年2月24日

津幡中学校3年生保護者 各位

津幡町立津幡中学校
校長 小村 隆典

卒業式におけるマスクの取扱い等について

早春の候、保護者の皆さまには益々ご清栄のことと存じます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症については5月8日から5類感染症に位置づける」とする決定がなされ、文部科学省及び津幡町教育委員会よりマスクの取扱い等について下記の方針が示されました。

卒業式は生徒にとって節目となる特別な意味を有するものであることを踏まえ、本校でも「斉唱・合唱以外の場面では、生徒・教職員ともにマスクを外すことを基本とする」ことといたします。

なお、卒業式に際し、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。お子さまがマスクを「つける・つけない」はお子さまと相談され、各ご家庭で判断いただくようお願いいたします。

記

1 文部科学省及び津幡町教育委員会の方針（抜粋、一部追記）

- ① 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
来賓や保護者等はマスクを着用する。参加人数の制限については各学校の判断とする。
（本校では既に案内の通り「1家庭2名まで」とさせていただきます。）
- ② 入退場…児童生徒はマスクを外して差し支えない。
- ③ 式辞等…児童生徒はマスクを外して差し支えない。壇上の校長や来賓等も同様である。
- ④ 卒業証書授与…児童生徒はマスクを外して差し支えない。授与する校長等についても同様である。
- ⑤ 送辞・答辞…送辞・答辞を述べる児童生徒はマスクを外して差し支えない。これらを聞く児童生徒も同様である。
- ⑥ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時は、マスク着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。（本校では斉唱・合唱はマスクを着用して行います。）
- ⑦ 留意事項
感染症への不安からマスク着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないよう
にすること。（本校でも教職員がお子さまにマスクの着脱を強いることはありません。）

2 その他

ご不明な点がございましたら学校までお問い合わせください。

【津幡町立津幡中学校 教頭：中野 Tel 076-289-2213】